

日本データベース学会会員規程

平成 18 年 1 月 6 日制定
平成 24 年 11 月 26 日改訂

第1条 本規程は、本会定款第 3 章会員で定める会員に関して、細項目を規定する。

第2条 定款第 7 条により、会員の種類は、次のとおりである。

1. 正会員
2. 学生会員
3. 維持会員
4. 名誉会員

ここで、維持会員は ACM SIGMOD 日本支部の法人会員を含むものとする。

(入会)

第3条 正会員、学生会員、維持会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない(定款第 8 条)。正会員と学生会員においては、本会 Web サイトよりオンラインで入会手続きを行う。維持会員においては、本会 Web サイトより PDF (による入会申込書をダウンロードして) 入会申し込みを行う。

(会員資格)

第4条 会員資格は、入会が (e) 理事会で承認された時点で与えられる。

(会費)

第5条 会員は別に定める会費を毎年前納しなければならない(定款第 9 条)。また、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない(定款第 10 条)。

第6条 会費は次に定めるところとする。

日本データベース学会会員の入会金・年会費等について

会員種別		入会金	年会費	
個人会員	正会員（フルアクセス権付）	免除	情報処理学会 DBS 研究会あるいは電子情報通信学会 DE 研究専門委員会の登録者	無料
			上記以外	3,000 円
	正会員（フルアクセス権無）	免除	無料	
	学生会員	免除	無料	
	名誉会員	免除	無料	
維持会員		免除	一口 50,000 円	

ここに、フルアクセス権とは、本会 Web ページから DBSJ アーカイブの「DBSJ 動画ストリーム配信」を受ける権利をいう。

（会員の権利）

第7条 どの種類の会員も、入会と同時に会員のメールアドレスが本会のメーリングリスト dbjapan@dbsj.org に登録されて、本会事務局や本会会員からのメールを閲覧し、かつそのメーリングリストにメールを投稿することが出来る。フルアクセス権を有しないと閲覧できない資料を除いては、Web サイトのすべての資料を閲覧できる。また、本会の論文誌に論文を投稿できる、研究グループや研究会への登録、あるいは各種イベントへの参加を本会会員価格で行える等、あらゆる権限を有する。

（維持会員への特記事項）

- 第8条 維持会員は、何口でも加入できる。
- 2 維持会員は会員を継続するにあたり、口数を変更してもよい。
 - 3 維持会員は、その口数分のメールアドレスを dbjapan@dbsj.org に登録できる。
 - 4 維持会員は、その口数分の人数だけ各種イベント等に本会会員価格で参加できるほか、別に定める優待を受けることができる。
 - 5 維持会員には、本会論文誌「日本データベース学会 論文誌」のハードコピーが、刊行ごとに一冊が郵送される。
 - 6 本会ホームページの維持会員一覧でロゴを掲載することができ、かつそこから維持会員へのリンクが張られる。

(正会員（フルアクセス権付）の年会費の請求と会員資格)

第9条 正会員（フルアクセス権付）の会員資格は年度末までとする。会員資格を喪失していない正会員（フルアクセス権付）には、年度末の1ヶ月前に年会費の振込み依頼の電子メールを送信する。年度末を過ぎてもなお振込みがない場合、1ヶ月後、2ヵ月後に督促メールを送信する。それでも振込みがない場合、その会員の資格を正会員（フルアクセス権無）に移行して、本人にその旨をメールで通知する。なお、その後年会費の振込みがあった場合、その資格を正会員（フルアクセス権付）に戻す。

第10条 維持会員の会費請求作業は本会事務局が行う。

(会員データの更新)

第11条 正会員、学生会員、名誉会員には所属等の変更がある場合、会員データを修正するよう、案内の電子メールを年度末に送信する。

(学生会員の卒業・修了時の扱い)

第12条 学生会員は、入会時に記入した卒業年月、修了年月をもって資格が喪失することを年度末に第11条の電子メールと併せて案内する。その際、学生会員資格を継続したい場合は会員データを更新するように、正会員に移行したい場合は「学生会員から正会員への移行申請」を、退会したい場合は退会手続きを、本会 Web サイトよりオンラインで行うように案内する。

(会員の資格喪失)

第13条 会員資格の喪失は、定款第11条に定めるとおりである。資格を失った会員データは削除される。その会員番号は再び用いられることはない。

(電子メールが不達の場合の会員の処遇)

第14条 本会からの連絡メール、あるいは dbjapan@dbsj.org 宛てに送信する電子メールが不達の会員については、会員データに基づき本会電子化委員会と事務局が協力してその会員との接触に努める。しかしながら、1年間連絡がつかない場合は定款第11条第2項に準じて、会員資格を喪失する。

(退会)

第15条 会員で退会しようとする者は本会に届出なければならない(定款第12条)が、その届出は本会 Web ページの会員サービスの「退会手続き」から行う。

(除名)

第16条 除名は、定款第13条に定めるところであるが、本規程で定める会費制度では会費滞納による除名は発生しない。

(規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする。